

公益財団法人九州先端科学技術研究所における研究活動等に係る行動規範

平成20年10月 1日

改正 平成25年4月1日

研究所長 新海 征治

公益財団法人九州先端科学技術研究所（以下「研究所」という。）では、近年、次々と研究費の不正流用問題など不適切な事例が明らかになる中で、かかる事態を研究機関一般の社会的信用を損なう危機的な状況であると認識したうえで、職員がこれに萎縮することなく研究等の活動に専念できるよう、次のとおり、行動規範を定めることとした。

研究所の職員は、直接研究に従事するか否かにかかわらず、この行動規範を順守し、公正な業務の遂行に努めるものとする。

（法令等の順守）

- 1 研究所の職員は、研究活動等が、福岡市費である運営補助金、国費をはじめとする外部資金及び賛助会費等により支えられていることを踏まえ、研究費等の使用に当たっては、関連の法令・通知や研究所の不正防止計画を含む諸規則等を順守しなければならない。

（不正行為の予防）

- 2 研究所の職員は、業務の遂行に当たって、ねつ造、改ざん、盗用等の不正行為を行ってはならない。また、研究データや資料等の適切な管理及び保存により業務環境を整備し、研究等の成果の信頼性を確保することによって、不正行為の発生の予防に努めなければならない。

（個人情報等の保護）

- 3 研究所の職員は、業務上の守秘義務を厳守し、その過程で知り得た個人情報や財産的情報を保護しなければならない。

（利益相反行為の防止）

- 4 研究所の職員は、産学連携等の業務の遂行に当たり、利益相反行為とならないよう、十分な注意を払わなければならない。

（個人の尊重）

- 5 研究所の職員は、業務の遂行において、個人の人格と自由を尊重し、性別、年齢、国籍、人種、民族、思想、信条、宗教、出身、学歴、障がいや疾病などによる差別を行ってはならない。また、業務遂行上の立場を利用しハラスメントを行ってはならない。

（リスクマネジメントの確立）

- 6 研究所の職員は、不正行為があった場合はその是正に努めなければならない。不正行為が現に行われ、または、行われたことを知ったときは、それを放置してはならない。